

## 1 いじめに対する基本的な方針

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、該児童の対象となった児童等が苦痛を感じているものである。(いじめ防止対策推進法：第2条第1項)

なお、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断する。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る」という認識を持ち、いじめ問題に対して、全教職員で迅速かつ組織的に対応する。そして、全ての児童に対して、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見、早期対応に努めるようにする。

## 2 いじめ防止に関する対策の組織

### (1) いじめ対策委員会

校内に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめ防止等に対する取り組みについて、生徒指導主任が中心となって、計画的・組織的に対応できるようにする。メンバーは、校長・教頭・主幹・生徒指導主任・学年主任・養護教諭となり、必要に応じて、当該学級担任・スクールカウンセラー等が入ることもある。

### (2) ケース会議

反省・計画する中で、児童の様子を話し合い、いじめにつながるような表れや状況をつかみ、共通理解を図るようにする。

## 3 いじめ防止に関する具体的な取り組み

### (1) 学級経営の充実

- ・学級担任は、児童一人一人の生活の様子を見取り、児童の実態を常に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・ワンステップ運動を通して、児童一人一人のよさやがんばりを見取り、認めることによって、自己肯定感を高める。
- ・アンガーマネジメントを取り入れ、自分の感情（特に怒り）をどのようにコントロールするかを身に付ける。
- ・年間4回、ステージごとに「城北小生活のきまり」をふり返る中で、児童の生活態度や心の変化に応じた対応に努める。
- ・いじめを未然に防止することはもちろんいじめがおきた場合には即座に報告し、対応に努める。

### (2) 道徳教育・人権教育の充実

- ・全ての教育活動において、道徳教育を実践し、人権教育の精神や思いやりの心を育てる。
- ・「かけがわ道徳」を授業の中に位置づけ、「報徳の教え」を児童に伝えていく。

### (3) 相談体制の充実

- ・担任やスクールカウンセラーによる教育相談の活用を呼びかけ、相談体制の充実を図る。
- ・教育委員会や児童相談所等の関係機関とも常に連携がとれるようにする。

## 4 インターネット上のいじめへの対応

- ・情報機器の進歩により、新たな「いじめ」が発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払っていくように努める。(ゲーム機による書き込み等)
- ・インターネットによる「いじめ」の実態をつかみ、迅速かつ効果的に対処できるよう、また、児童に情報モラルを育てるために、「情報モラル研修会」等を行う。

## 5 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生するケースが多いので、学校・家庭・地域が連携して、早期発見に努める。

- (1) 児童の声に耳を傾ける。(児童との会話、アンケート、生活の記録、教育相談等)
- (2) 児童の行動を見守る。(健康観察、児童の表情、休み時間の校内巡視等)
- (3) 保護者との連絡を密にする。(連絡帳等、電話連絡、家庭訪問、懇談会等)
- (4) 地域との連絡を密にする。

(民生児童委員との連絡会、関係機関との情報交換、地域行事への参加、等)

## 6 早期解消に向けて

いじめ問題が生じた場合には、詳細な事実確認に基づき、迅速かつ的確な対応を行い、関係する児童や保護者が納得するように努める。

- (1) いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。また、いじめの事案を知ったり、いじめの現場を目撃した場合には、一刻も早く、学年主任や生徒指導担当に連絡する。
- (2) いじめに関する情報を得た場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を開き、対応策等を話し合う。また、全職員に状況を伝え、全校体制で取り組むようにする。
- (3) いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行い、学級担任だけで抱え込まないようにし、組織的に対応する。生徒指導は全体に伝え、共有する。
- (4) いじめられている児童が安心して教育活動に取り組めるように、保護者と連携しながら、対応する。
- (5) 犯罪行為として扱われる事案については、教育委員会や児童相談所等の関係機関にも報告して連携して対応する。
- (6) 「いじめが解消している」状態になった後も、被害者児童及び保護者と定期的に面談を行ったり、スクールカウンセラーとの相談を継続したりする等、心のケアに努める。

※ 「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。①いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること②被害者本人及び保護者に対し、面談等で被害者本人が心身が苦痛を感じていないと認められること

## 7 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ・いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
- ・いじめにより、児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った。」という申し立てがあった場合

### (2) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査を実施するとともに、関係機関との連携を密にする。
- ・上記調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対して事実関係やその他の情報を適切に提供する。

## 8 諸機関との連携

いじめが発生した場合、「いじめ対策委員会」を中心に対応を進めていくが、いじめの実態に応じて他の関係機関とも連携し対応していく場合もある。その場合には、迅速に情報を共有し合い、協力して対応に当たる。

- ・掛川市教育委員会 (0537-21-1156)
- ・掛川市役所子ども希望課 (0537-21-1190)
- ・西部児童相談所 (0538-37-2810)
- ・掛川警察署 (0537-22-0110)